

# 恵那市指定ごみ袋広告募集要項

## 1 概要

恵那市では、市有資産に民間企業などの広告を掲載することにより、市の新たな自主財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、市の印刷物の有料広告事業を行っています。

今回、広告掲載を募集する「恵那市指定可燃ごみ袋（大）」は年間約100万枚、「恵那市指定可燃ごみ袋（中）」は年間約50万枚、「恵那市指定可燃ごみ袋（小）」は年間約36万枚、の作製を予定しており、大中小の3種類を1セットとして募集します。

## 2 広告掲載に際しての前提条件

指定ごみ袋に広告を掲載するには、「恵那市広告掲載取扱要綱」（以下「要綱」という。）の規定に適合することが前提条件となります。

応募に際しては、あらかじめ「要綱」及びこの「募集要項」の内容をご確認ください。

## 3 広告の規格等（広告を掲載する指定ごみ袋の種類、作製枚数等）

広告の規格等は、次の表のとおりです。

ごみ袋の種類	恵那市指定ごみ袋のうち、可燃ごみ袋（大） 恵那市指定ごみ袋のうち、可燃ごみ袋（中） 恵那市指定ごみ袋のうち、可燃ごみ袋（小）
作製予定枚数	可燃ごみ袋（大）1,000,000枚（予定） 可燃ごみ袋（中）500,000枚（予定） 可燃ごみ袋（小）360,000枚（予定）
広告の規格	大きさ 可燃ごみ袋（大）縦8cm×横36cm 可燃ごみ袋（大）縦7cm×横34cm 可燃ごみ袋（大）縦6cm×横28cm 印刷色 黒色
広告の枠数	1枠
広告の場所	ごみ袋表面 中央
広告の掲載期間	令和8年度作製枚数が完売するまで (販売開始予定は令和8年8月頃から。ただし各指定ごみ袋取扱店の在庫状況により、一定とはなりません。)
広告の最低基準料金	作製枚数×（0.1円/枚）（税別）

※ 外装袋（指定ごみ袋20枚入）には、広告は掲載されません。

## 4 募集期間

令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）まで  
(郵送による提出の場合は最終日に必着までを有効とします。)

※ 持参の場合の受付時間

土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

5 広告掲載の申込要件

恵那市広告掲載取扱要綱第3条（掲載の基準）に基づく。

6 申込方法

(1) 提出書類

- ① 恵那市指定ごみ袋広告掲載申込書（別記様式第1号）
  - ② 申込者の事業概要の分かる書面（パンフレット等）
  - ③ 掲載しようとする広告の概要（イメージ可）
- ※広告の掲載期間中に広告が無効となる可能性のあるものは掲載できません。
- ④ 確認書（別記様式第2号）

(2) 提出先・お問い合わせ先

恵那市 水道環境部 環境課

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1

電話 0573-26-6847（環境課直通）

FAX 0573-25-8204

7 広告概要の審査及び資格者の決定

申込書等受理した書類を恵那市広告事業審査委員会で審査し、申込者が広告掲載枠を購入する入札に参加することができる資格者（以下「資格者」という。）であるかどうかを決定し、その結果をお知らせします。

8 広告掲載枠の決定等

(1) 資格者は、広告掲載枠の購入者（以下「広告主」という。）を決定するための入札に参加します。入札の詳細（開催日時、方法等）は、水道環境部環境課からお知らせします。なお、申込者数及び資格者数については公開しませんのでご了承ください。

(2) 入札の結果により広告主を決定し、水道環境部環境課からお知らせします。

9 契約の締結等

広告主は、市と広告掲載に関する契約を締結します。

広告主は、市が指定する期日までに広告の完全原稿（版下又は電子データ）を水道環境部環境課に提出し、市が発行する納入通知書にて広告掲載料を納付します。

## 10 その他の注意事項

- (1) 「要綱」の規定に反する表示又は表現がある場合は、その内容の一部を変更していただく場合があります。
- (2) 恵那市は、広告の内容や広告掲載に関する全ての事項についての責任は一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。
- (3) 次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納付した広告掲載料は返還いたしません。
  - ① 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。
  - ② 掲載料が指定する期日までに納入されないとき。
  - ③ 広告主が、広告掲載の決定後「要綱」の規定に反する業種や事業者となったとき。
- (4) 広告主が納入する広告掲載料は、「恵那市指定ごみ袋」の作製費に充てます。
- (5) 応募書類は返却しません。